

当JAで年金をお受取りのお客さまへ

JA マル得 定期貯金

お取り扱い期間：令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

スーパー定期 1年もの

店頭表示
利率

+

0.25%

【対象定期貯金】◆スーパー定期貯金〈単利型〉(期間1年)

【預入限度額】◆お一人様合計**500**万円まで

【ご利用いただける方】◆当組合で年金をお受取りの方(新規を含む)

詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

 **JAよこすか葉山**

武山支店 TEL.856-2111

長井支店 TEL.856-2111

北下浦支店 TEL.848-0611

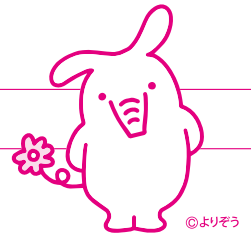
くりはま支店 TEL.835-0555

衣笠支店 TEL.852-0428

大楠支店 TEL.856-8724

葉山支店 TEL.875-0111

【商品の概要】



商 品 名 (愛 称)	●スーパー定期貯金〈単利型〉「愛称：JA マル得定期貯金」
ご 利 用 い た だ け る 方	●個人のみ ●当 JA で年金振込の受取を既に開始している方 ●当 JA に年金振込の受取を新規に指定していただける方 ※対象となる年金 … 公的年金（国民・厚生・共済年金）の他、税法上の公的年金等に係る雑所得に該当する年金とします。 ※諸事情により、年金の振込が全額停止されるなど、年金の振込が当 JA で確認できない場合には、預入の対象となりません。
期 間	●1年の定型方式 ●預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預 入 方 法 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	●一括預入 ●1円以上 500 万円以内（お一人様合計 500 万円を限度とします。） ●1円単位
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 頻 度 (3)計 算 方 法 (4)税 金 (5)金利情報の入手方法	●預入時の「スーパー定期貯金〈単利型〉」の店頭表示の利率に 0.25% を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ●自動継続の場合には、原則として「スーパー定期貯金〈単利型〉」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ●預入期間を通じて振込口座指定が継続されない場合は、預入時の店頭表示の利率を適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ●20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	———
付 加 で き る 特 約 事 項	●個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率） ●個人のお客様はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ●個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて JA バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される 貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が 6 か月未満の場合 …………… 解約日における普通貯金利率 ②預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 …………… 約定利率 × 50% ただし、預入期間を通じて振込口座指定が継続されない場合は、預入時の店頭表示の利率を約定利率とします。
貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	●保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 本支店またはリスク対策室（電話：046-838-5027）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA リスク対策室または JA バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
そ の 他 参 考 と な る 事 項	●継続を停止した場合の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）」または「自動継続大口定期貯金規定」を適用します。

※詳しくは窓口まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

